

マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱

老 発 0404004 号
平成 19 年 4 月 4 日

令和 2 年 2 月 12 日一部改正

1 目的

この事業は、乳がんが現在我が国では女性のがん罹患率の第 1 位（平成 28 年 全国がん登録罹患率・数報告）となっている状況から、デジタル式マンモグラフィ装置を導入している検診機関等に対し、読影診断の支援が可能な体制整備に対する補助を行うことにより、マンモグラフィによる乳がん検診（以下「マンモグラフィ検診」という。）の診断精度及び受診率を向上させ、乳がん患者の早期発見並びに死亡率の減少に資することを目的とする。

2 補助対象施設

マンモグラフィ検診を実施している検診機関等であって、デジタル式マンモグラフィ装置により撮影された画像の読影支援のためのシステム（以下「マンモグラフィ画像読影支援システム」という。）の整備を行おうとする次に掲げる者（以下「事業実施者」という。）とする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 厚生労働大臣が認める者（この要綱に基づき整備した機器により、マンモグラフィ検診を実施する者に限る。）

3 補助対象機器等

- (1) この要綱により補助できる対象機器等は、次に掲げるものとする。
 - ア マンモグラフィ画像読影支援システム
 - イ その他、マンモグラフィ画像読影支援システムに必要と認められるもの（機器の搬入、施設の改築等に要する経費を除く。）。
- (2) 次に掲げる費用は、補助の対象としない。
 - ア 人件費
 - イ 消耗品費
 - ウ 光熱水料
 - エ その他整備費として適当と認められない費用

4 整備条件

- (1) この要綱により整備する機器等は、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす乳房エックス線撮影装置用として用いること。
- (2) 適切な技術を有する診療放射線技師、読影医師を、乳房エックス線撮影装置 1 台又は乳房エックス線撮影装置を備えた検診車 1 台当たり、必要な人員を確保できること（「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知別添（平成 28 年 2 月 4 日一部改正））」の別紙の 2（1）②アに掲げるマンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する講習会又はこれに準ずる講習会を終了していることが望ましい。）。
- (3) この要綱により整備する機器等は、マンモグラフィ検診に使用すること。この場合、市町村を実施主体とするマンモグラフィ検診についても受託し、実施するものであること。
- (4) 診療の目的には使用できないこと。
- (5) 事業実施者は、別に定めるところにより、マンモグラフィ検診の実績等を厚生労働省あて報告するものとする。

5 経費の負担

事業実施者がこの要綱に基づき整備する機器等に係る費用については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

6 報告

事業実施者は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣あて報告するものとする。